

別紙 1

令和4年度静岡県市町AI-OCRサービス共同導入 仕様書

1. 業務名

令和4年度静岡県市町AI-OCRサービス共同導入

2. 契約期間

契約締結日から 2023 年 3 月 31 日まで

3. 事務局及び参加団体

(1) 事務局

AI-OCR サービス（以下、「本サービス」という。）の選定に当たっては、静岡県デジタル戦略局デジタル戦略課を事務局として、参加団体共同でサービス選定及び受託者との調整等を行う。

(2) 参加団体（契約主体となる）

本サービスを利用する県内市町を「参加団体」という。

参加団体は以下のとおり。

湖西市、伊豆市、牧之原市 計 3 市

4. 目的及び趣旨

本格的な人口減少社会となる 2040 年を見据え、地方自治体は限られた経営資源の中で持続可能な行政サービスを提供するため、業務の在り方そのものの刷新が求められている。とりわけ、住民に身近な市町においては、ICT を積極的に活用して業務効率化を図り、更なる住民サービスの向上と職員の働き方改革を推進していく必要がある。

そこで、AI-OCR サービスとして、AI を活用して、各種帳票の記載内容を AI-OCR を用いてデータ化することによって、各参加団体におけるデータ入力作業等に係る業務時間の削減や効率化を行うことを目的とする。

なお、複数の市町が共同導入することで、ノウハウの横展開や、事務負担及び経費の削減効果を期待している。

5. スケジュール

(1) スケジュール概要

スケジュールは、以下を基本として、参加団体と個別調整することを想定している。

内容	方針	担当	期間
1 契約	選定結果に基づき参加団体において個別に契約。	参加団体	2022 年 5 月

	内容	方針	担当	期間
2	AI-OCR の環境設定・動作確認	帳票定義等はこの時期から着手可能とする。各参加団体に管理者ライセンスを発行。	参加団体 受託者	2022 年 6 月上旬～
3	AI-OCR の操作研修	各参加団体向けに操作研修を実施。(合同開催でも可。)	参加団体 受託者	2022 年 6 月中旬～ 2022 年 7 月下旬
4	利用開始	サービス利用開始	受託者	2022 年 6 月中旬～

6. サービス要件

次の内容を満たすサービスを提供すること。なお、15 自治体以上の導入実績、1 年以上のサービス提供実績を有することが望ましい。

(1) 利用環境要件

- ア) LGWAN-ASP としてサービスを提供すること。
- イ) LGWAN セグメントに接続された端末から利用できること。なお、LGWAN への接続に必要な通信回線は各団体が準備する。
- ウ) Web ブラウザでサービスを利用できること。Web ブラウザは、Microsoft Edge、Google Chrome の各最新バージョンに対応すること。

(2) 機能要件

- ア) AI-OCR ツールは、利用者が操作するにあたって、日本語対応となっていること。
- イ) 各参加団体から、他の参加団体が処理した情報を閲覧できないようにアクセス制限をかけること。
- ウ) 参加団体ごとに、サービスを利用する際の管理者権限を発行することができる。また、当該管理者権限で、利用ユーザー ID の発行及び所属グループの作成ができる。
- エ) 所属グループ内及び所属グループ外の複数の利用ユーザーが同時にログインできること。
- オ) 各利用ユーザーが、所属グループ外の利用ユーザーが処理した情報を閲覧できないようアクセス制限をかけること。
- カ) AI を活用した OCR エンジンにより、画像情報からのテキスト抽出ができる。学習済みの AI エンジンを使用することにより、読み取り精度が向上する機能を有すること。
- キ) 各参加団体で必ず 1 つ分の画像データ(帳票形式)の変換が実施できること。(他の団体が変換中にもう一方の団体が変換できないことにならないこと。)

- ク) 各利用ユーザーの権限で、画像データ（帳票形式）のアップロード、データの読み取り・テキスト認識、認識結果の修正等、読み取り範囲の画像イメージと認識結果を画面上に表示し、利用ユーザーが簡易に編集できること。これらの操作については、各参加団体での同時利用ユーザー数は 10 名以上とすること。
- ケ) 読込エラーの場合、利用ユーザーへ通知する機能を有すること。
- コ) 既存の複合機やスキャナ等で画像データ化したデータに対応すること。なお、画像データの解像度は 200dpi 以上、600dpi 程度まで対応していること。
- サ) 画像データのファイル形式として、PDF、JPEG、PNG、TIFF に対応すること。
- シ) アップロードする画像データは、1 回につき最大 10MByte まで対応可能のこと。また、1 ファイルにつき複数ページの読み込みも可能とし、最大 10,000 ページまで対応できること。
- ス) 帳票の読み取り方向や読み取りサイズのずれに対する補正機能を有すること。
- セ) 読み取った帳票の種別を認識してソフトウェアが自動で仕分け可能であること。
- ソ) 読み取り結果を CSV ファイル形式で出力できること。CSV ファイルの文字コードは、Shift JIS や UTF-8 に対応していること。
- タ) 漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット、数字が読み取りできること。
- チ) 活字、手書き文字が読み取りできること。
- ツ) 丸囲み、チェックボックスが読み取りできること。
- テ) 訂正印、二重線、塗りつぶしの読み飛ばしが行えること。
- ト) 一次元バーコード及び二次元バーコード（QR コードなど）の読み取りができること。
- ナ) 参加団体ごとに、利用項目数（ページ数）の状況を定期確認することができること。
- ニ) アップロードした画像データは、OCR 処理後一定の期間をもって自動的にデータ消去する仕組みとすること。
- ヌ) 特定個人情報の取り扱いができること。

（3）運用要件

- ア) 帳票定義のサンプルデータを提供すること。
- イ) 24 時間 365 日のサービス提供を基本とし、定期メンテナンス等でサービスを停止する必要がある場合は、原則として 2 週間前までに、参加団体に対し通知を行うこと（通知は、ポータル画面での通知も可とする）。また、停

- 止時間帯については。可能な限り業務時間外を設定すること。
- ウ) 操作ログを一定期間管理し、必要に応じて参照できること。
 - エ) サービスの操作や運用等に係るマニュアル一式を参加団体に提供すること。
 - オ) 参加団体からの操作方法や帳票定義等に関する問合せに対し、対応する窓口を設けること。メールやWebフォームなど電子的な手段による対応のほか、問合せレベルに応じ電話での対応も可能とすること。電話での受付は、土日祝及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く平日9時から17時までを基本とし、メールでの受付は、24時間365日とすること。
 - カ) 参加団体からの問合せや有効活用事例について、定期的に参加団体全てに対して情報共有を行うこと。

（4）導入準備要件

- ア) 本サービスの概要、操作方法、運用方法、帳票定義の作成方法等について全ての参加団体を対象とした全団体合同で行う説明会を3回以上開催すること。開催に当たっては、原則として、Web会議ツールを用いてリモート形式で実施すること。なお、使用するWeb会議ツールは事務局と調整すること。
- イ) 操作説明会に参加できない団体や団体内の職員研修向けに、操作説明会を動画で記録するとともに、動画配信又は動画ファイルを提供すること。

（5）オプションサービス

受託者は、以下に示すオプションサービスを提供可能な場合は提案すること。また、オプションは参加団体毎に利用の有無を選択できるものとすること。

- ア) 各参加団体の希望により、利用する帳票のフォーマットに個別対応する帳票定義を作成し、電子メール等で提供すること。
- イ) 各参加団体の希望により、参加団体の現地に訪問し、各種相談会や操作方法説明などの現地サポートを実施すること。
- ウ) その他、上記（1）から（4）のほか、独自のサービスがある場合は提案すること。

なお、オプションサービスに係るサービス提供料金は、「8. 料金体系」に示す金額の範囲外で別途設定して構わない。その場合、利用する参加団体が個別に契約、支払いするものとする。

（6）情報セキュリティ対策

- ア) サービスを提供するに当たり知り得た情報について、第三者に開示、漏洩等が行われないようにすること。
- イ) サービスを提供するに当たり知り得た個人情報について、個人情報の保護

に関する法律等、関係法令に従い、個人情報を適正に取り扱うようにすること。

- ウ) サービス提供を行うデータセンターにおいては、施設およびサーバ室への入室確認を ID カードもしくは生体認証にて実施し、定期的に監査する仕組みを有していること。
- エ) 参加団体が入力・アップロード等した業務データについては、参加団体の許可なく、サービス提供を行うデータセンターから持ち出すことがないこと。
(情報通信ネットワーク経由での持ち出しも、参加団体の許可を受けている場合を除き、持ち出すことがないこと。)
- オ) 契約終了時は、各参加団体が入力・アップロードしたデータについて、復元できない形で削除し、書面で報告すること。
- カ) 使用するサーバ環境は、定期的なウイルスチェックを行うこと。
- キ) 受託者は、事前に各参加団体の承認を得て情報資産等の取扱いを第三者に再委託する場合には、再委託先においても業務の処理に必要とする情報セキュリティ対策が十分に確保されていることを確認すること。また、再委託先で起きた事故に対して責任を持つこと。
- ク) 受託者は、受託者が実施する情報に関する業務処理等の状況を把握するため、必要に応じて事務局又は各参加団体が行う監査・検査に協力すること。

7. サービスレベル

受託者は、以下に示すサービスレベルを確保すること。

- (1) サービス稼働率を最大限に高め、サービス利用に支障が出ないように努めること。
ただし、必要なメンテナンスやサービス提供事業者の責めに帰すべき事由以外で稼働が停止した場合はこの限りではない。
- (2) 障害発生時は、速やかに復旧させること。また、参加団体にその状況や復旧の見込み等について、隨時、通知すること。
- (3) バックアップを取得し、障害発生時には確実かつ速やかにデータを復旧させること。

8. 料金体系

受託者は、以下に示す料金体系を設定すること。

- (1) 年間利用データ項目数（ページ数）に応じた料金体系を 5 パターン以上設定し、参加団体ごとに選択がされること。各参加団体が利用可能なデータ項目数（ページ数）を超えた場合、超過分として、追加料金が発生するものとする。その際、データ項目数のカウントは、月単位ではなく、年間単位とすること。なお、追加料金を免除できる場合は、この限りではない。
- (2) 料金体系に応じた月額サービス料を設定すること。初期導入費用を設定しても構わ

ない。

- (3) サービス料金体系については、受託者以外の事業者が提供するサービスの料金を鑑み、複数団体による共同利用のコストメリットを生かした競争性の高い内容であること。
- (4) 次年度以降も継続契約する場合、原則として、本調達で提案した月額サービス料以下での契約とすること。市場環境に基づき月額サービス利用料を値上げする場合には、事務局および各参加団体との協議の場を設けること。なお、消費税及び地方消費税の税率変更に伴う値上げは除く。
- (5) 次年度以降も継続契約する場合、初期費用は発生しないものとする。
- (6) 次年度以降に共同導入に参加する団体についても、月額サービス料は8（4）を適用すること。なお、初年度は初期導入費用を設定しても構わない。

9. 契約に係る留意事項

（1） 契約仕様書の作成

本仕様書及び受託者の提案内容に基づき、受託者は事務局及び参加団体と調整の上、契約仕様書を作成することとする。当該契約仕様書は、契約期間および導入までのスケジュールを除き、団体ごとに変更しないこととする。なお、受託者は導入費用と利用料金で2契約となる団体があった場合は、当該契約仕様書と同じ内容であれば、2契約となることを認めること。

（2） その他

サービスを提供する際に必要と認められるものであって、本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めがない事項については、受託者は事務局と協議し、指示を受けること。

—以上—